

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

【重要】JR宇治駅・京阪宇治駅での 禁煙の徹底と餌付け禁止について

宇治市からの連絡です。

既に通達(3-13号事)でもお伝えしておりますが、宇治市では路上喫煙に対する指針を作成しており、**JR宇治駅/京阪宇治駅は路上喫煙等禁止区域**にあたります。そのため、**のりばや待機の車両内も喫煙できません。**(待機車両内は健康増進法によるもの)

前回、通達後も一部運転者がのりば内で喫煙を続けているようで、利用者の方から宇治市に苦情が入ったものです。公共施設であるタクシーのりば内での喫煙は認められません。最近、喫煙に限らず、**のりばで待機する際の迷惑行為**の苦情が増加しています。**①タクシーのりばでのポイ捨て、②鳥などの野生動物への餌付け行為**—など**タクシーのりば(待機時含む)は公共交通機関の設備ですし、餌付け行為は、不衛生・フンによる汚染等で車両や道路の汚染**に繋がります。こうした迷惑行為についてもお互いに注意していただき、改善できない場合には当センターまでご連絡ください。

以上